

第2次紀北町

男女共同参画
基本計画

概要版



平成30年3月
紀北町

1. 計画策定の目的

男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、今日の社会において極めて重要な課題となっています。

国では、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成として目指すべき社会の将来像が示されました。また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入りました。

本町においても、女性の活躍促進を図るとともに、男女それぞれの自立と社会参画を支援し、相互協力によって「男女共同参画社会」の形成を目指す指針として「第2次紀北町男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、本町における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針や施策等を示すものです。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく本町の女性活躍推進計画として位置づけます。

さらに、配偶者等からの暴力の根絶や被害者の相談・支援体制の充実などに関する項目[基本目標5]については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

(2) 関連計画との整合

男女共同参画社会の形成は本町における重要施策の1つであるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、「紀北町第2次総合計画」(計画期間:平成29年度～平成38年度)や関連計画との整合性を図ります。

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、社会経済情勢等の変化、制度改革等により、必要に応じて計画の見直しを図ります。

3. 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、住民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

このため、「日本国憲法」や「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、住民一人ひとりが性別や国籍、年齢などに関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画の視点が活かされた、誰もが元気になるまちづくりを進めます。

基本
理念

誰もが元気に個性と能力を

発揮できるまち 紀北町

4. 施策の体系

「基本目標」と「施策の方向」に基づいて、次の体系図に示すような施策の展開を図っていきます。



5. 基本目標と主な施策

基本目標 1 職業生活における女性の活躍促進

1. 働く場における男女共同参画の推進

(1) 働き続けやすい職場づくり

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけるとともに、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、男女平等の視点に立った就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。

(2) 多様な働き方への支援

生活様式に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていけるよう努めます。

また、女性労働者の就業能力を高めるため、職業能力向上のための情報提供、能力開発等の施策を進めます。さらに、ハローワーク等関係機関と連携して、女性の再就職支援に努めます。

(3) 農林水産業や自営業等における意識づくり

農林水産業、商工業、サービス自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の推奨や、意志決定の場への女性の参画促進、能力開発の支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

主な施策

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| ①男女雇用機会均等法や労働基準法の周知など事業所等に対する広報・啓発 | ⑤関係機関と連携した女性の再就職支援 |
| ②雇用に関する情報提供と相談体制の整備 | ⑥家族経営協定の促進 |
| ③女性の起業家に対する情報の提供と育成 | ⑦男女共同参画についての自営業者への啓発と情報提供 |
| ④職業能力の向上に関する情報の収集と提供 | ⑧観光分野での女性活躍の促進 |

2. 仕事と家庭の調和を実現できる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

事業所等に対し、男女が仕事と子育てや介護などを両立(ワーク・ライフ・バランス)できるように、関係機関と連携し、様々な制度の啓発に取り組みます。また、子育てに理解と協力が得られる職場環境づくりを働きかけます。

(2) 子育てや介護を支援する環境づくり

男女がともに働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、子育て支援サービスを充実し、事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進を働きかけます。

主な施策

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ①事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発 | ④多様な保育サービスの充実 |
| ②子を持つ親が働きやすい就労形態の導入など職場環境づくりの啓発 | ⑤放課後児童対策の充実 |
| ③マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止の広報・啓発 | ⑥地域の子育て環境の整備と支援体制の充実 |
| | ⑦育児・介護休業制度などの啓発 |
| | ⑧生活支援体制の整備・充実 |

基本目標 2 男女がともに担う地域づくり

1. 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域活動等における男女共同参画の推進

男女がともに主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、地域活動への支援に努めます。

(2) ボランティア活動の支援

子育て支援や健康づくり、高齢者の見守りなど、地域の様々な課題の解決に向けて、男女がともに取り組むボランティア活動への支援を進めます。

(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策等の推進

地域における住民一人ひとりの安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防災対策をはじめ、交通安全対策、防犯対策等を推進します。

主な施策

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ① 各種団体の活動支援 | ⑤ 交通安全・防犯対策の強化 |
| ② 自治会等における女性役員の登用促進 | ⑥ 女性消防団の活動支援 |
| ③ 女性会議「さほく」の活動支援 | ⑦ 女性の視点での防災活動の促進 |
| ④ ボランティア活動への参画促進・活動支援 | ⑧ 女性に配慮した避難所運営計画の策定支援 |

2. 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進

(1) 方針決定過程への女性の参画の促進

男女が、ともに支え合い、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりと、それに伴う地域経済のより一層の活性化を図るため、事業所等に対して、方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

(2) 審議会等における女性の参画促進

審議会等委員への女性の参画を促進するため、町行政に関心を持つよう啓発を進めるとともに、町行政のあらゆる場面や審議会などへ女性の積極的な登用促進に努めます。

(3) 町における女性職員の登用

性別に関わりなく、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。また、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

主な施策

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| ① 事業所等での経営・運営方針決定の過程への女性の参画の促進 | ③ 審議会等への女性登用の推進 |
| ② 商工会など各種団体や事業所等への理解と協力の働きかけ | ④ 広報紙等を活用した町行政への関心の喚起 |
| | ⑤ 女性職員の管理職への登用促進 |
| | ⑥ 女性職員の職業生活における活躍の推進 |

基本目標 3 男女が共生する男女平等の意識づくり

1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

(1) 人権尊重の意識づくり

性別や年齢、国籍や障がいの有無などを超えて、住民一人ひとりがお互いを認め合うノーマライゼーションの理念の普及など、男女共同参画社会形成に向けての根底をなす人権教育・啓発を進めます。

とりわけ、人権に関する基本的な知識や考え方を習得できるとともに、人権を感覚として身につけるための講座の計画的な実施や、人権教育・啓発を推進する指導者の育成等に努めます。

(2) 男女共同参画の意識啓発

住民や行政職員が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、身近なところから男女平等を阻害している慣行等を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報啓発活動を進めます。

また、「男性だから」、「女性だから」という性差による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。

主な施策

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ①人権問題に関する学習機会の提供と啓発 | ⑤固定的な性別による役割分担の解消に向けた意識啓発 |
| ②人権に関する研修会等の実施 | ⑥男女共同参画に関する講座等の開催 |
| ③思いやる心を育む体験学習の充実 | ⑦男女共同参画に関する情報提供 |
| ④人権に関する正しい知識と理解の促進 | |

2. 教育の場における男女共同参画の推進

(1) 多様な学習機会の提供

生活習慣の中に依然として根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を解消し、男女平等観の形成を図り、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面における男女共同参画についての理解を促進するため、男女平等を推進する講演会や講座などを行い、また学校教育以外の場における教育・学習機会の充実に努めます。

(2) 男女平等の視点に立った教育の推進

男女平等の視点に立って次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して育つよう、教育の場において、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する取り組みを進めます。

(3) 人権教育等の推進

人権尊重と男女平等意識が子どもの頃から当たり前身につくとともに、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性などの意識を育むための教育を進めます。

主な施策

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ①男女共同参画を推進する学習機会・講演会等の充実 | ④性に関する教育の推進 |
| ②男女共同参画意識を育む学校教育の推進 | ⑤人権教育の推進 |
| ③男女平等教育の推進 | |

基本目標 4 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

1. 生涯を通じた男女の健康づくり

(1) 母子健康の保持と増進

健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるとともに、妊娠や出産、育児に関する適切な健康の保持増進ができるよう総合的な対策を推進します。

(2) 健康増進の機会づくりと啓発

男女ともに、生涯を通じ性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。

主な施策

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 母子保健事業の推進 | ⑤ こころの健康づくりの支援 |
| ② 妊娠、出産等への支援の充実 | ⑥ 性感染症に関する啓発の充実 |
| ③ ライフステージに応じた健康づくりの推進 | ⑦ 生活習慣病予防の推進 |
| ④ 各種健康診査等の推進 | ⑧ スポーツ・レクリエーション活動への参加促進 |

2. ともに支え合う福祉環境づくり

(1) 高齢者や障がい者への支援

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や障がい者などの、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動を促進します。

また、在宅での介護などに男女がともに参画できるよう、知識や技術の習得のための支援に努めます。

(2) 総合的な福祉サービスの充実

様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。

主な施策

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 高齢者の生活支援 | ④ 在宅介護者に対する支援 |
| ② 高齢者の活動の場の充実 | ⑤ ひとり親家庭への支援 |
| ③ 障がい者の自立支援 | ⑥ 福祉に関する相談支援体制の充実 |



基本目標 5 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

【紀北町DV防止基本計画】

1. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識づくり

(1) 暴力防止に向けた意識啓発の推進

DVなど、男女間の暴力をなくすため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。

(2) 若年層への予防啓発の推進

暴力の発生を防ぐには、若い頃から、性別にかかわらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。

そのため、学校教育や広報等を通じて、若年者向けに意識啓発を図るとともに、福祉、学校関係者等に対する「デートDV」に関する理解を深めることで暴力の防止を図ります。

主な施策

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ①男女間の暴力の根絶を目指した広報・啓発活動 | ④人権意識の向上に向けた教育の充実 |
| ②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | ⑤あらゆる暴力を許さない意識の啓発 |
| ③ストーカー被害の防止に向けた広報・啓発活動 | ⑥「デートDV」への理解促進のための啓発活動の充実 |

2. 被害者の相談・支援体制の充実

(1) 安心できる相談体制づくり

暴力を受けたDV被害者が安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者に関する個人情報保護の徹底に努めます。

(2) 被害者の自立支援体制づくり

配偶者暴力相談支援センターをはじめ、福祉事務所、警察など関係機関との連携強化のもと、DV被害者の事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。また、被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携を図り、継続した相談及び情報提供を行います。

主な施策

- | | |
|----------------------|---|
| ①相談窓口の周知 | ⑤配偶者暴力相談支援センターをはじめ関係機関との連携強化による被害者支援の充実 |
| ②相談窓口体制の充実 | ⑥加害者への対応など被害者の保護の徹底 |
| ③DVに関する通報の重要性についての周知 | |
| ④被害者に関する個人情報保護の徹底 | |

第2次紀北町男女共同参画基本計画

発行：紀北町総務課 発行年月：平成30年3月
〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1
電話 0597-46-3111 FAX 0597-47-5907